

マインドフルネス総合研究所

マインドフルネス心理相談員資格認定証交付手続

制定：平成 26 年 4 月 1 日

第 1 条 本手続は、マインドフルネス総合研究所（以下、当研究所）の「マインドフルネス心理相談員」の資格認定証の交付および氏名等の公告の詳細を定める。

第 2 条 資格認定証の交付を希望するものは、所定の「マインドフルネス心理相談員資格認定申請書」（以下、申請書）を提出する。

第 3 条 認定を受ける者は、申請書には次の証明書のコピーを添付する。

一 マインドフルネス心理相談員認定講座履修証明書

二 マインドフルネス心理相談員課題修了証明書

三 マインドフルネス心理相談員の倫理綱領遵守誓約書

2 三の誓約書は、第 2 条の申請書上で誓約することに置き換えることができる。

第 4 条 申請書の内容に虚偽、不正がある場合、当研究所は、その登録を一定期間停止、または抹消することができる。

第 5 条 当研究所は、申請書の内容が条件を満たすか審査して認定証を交付する。

第 6 条 認定証を交付した者を当研究所のマインドフルネス心理相談員名簿に登録する。希望する者は、氏名、住所地の都道府県名を当協会のホームページに告知する。希望により、ホームページに告知をしないことができる。

附則 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する